

徳島県規則第五十五号

徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県青少年センター管理規則の一部を改正する規則

徳島県青少年センター管理規則（昭和四十八年徳島県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「規定により体育室等（条例別表その一の表区分の欄に掲げる施設及び同表その二の個室音楽室並びに別表第一その一の調理台及び卓球台A並びに同表その二の表区分の欄に掲げる用具をいう。以下同じ。）の利用の許可」を「許可（以下「利用の許可」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、フィットネスジム、卓球台若しくはロッカー又はビデオカメラ、パーソナルコンピュータ若しくは映像配信装置（以下「ビデオカメラ等」という。）に係る利用の許可を受けようとする者（デジタルスタジオと併せてビデオカメラ等に係る利用の許可を受けようとする者を除く。）については、この限りでない。

第二条第二項中「次の各号に掲げる体育室等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日」を「利用しようとする日（その日が引き続き二日以上に及ぶときは、その初日）の前日から起算して六月前（青少年以外の者が利用しようとする場合にあつては、五月前）の日の属する月の初日」に改め、同項各号を削る。

第三条中「条例第八条第一項の規定による」及び「（以下「利用の許可」という。）」を削る。

第五条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条第四項中「別表第三」を「別表第二」に改め、同項を同条第三項とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第五条関係）

その一 設備

区 分	単 位	基 準 額	
		青 少 年	青少年以外の者
調理台	一台一人一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。以下同じ。）につき	二〇〇円	四一〇円
卓球台	一台一人一時間につき	一〇〇円	二〇〇円

ロッカー	一個一回につき		三〇円
------	---------	--	-----

その二 用具

区分	単位	基準額	
		青少年	青少年以外の者
ピアノ	一台一回につき	八三〇円	一、六七〇円
プロジェクター	一台一回につき	八三〇円	一、六七〇円
スクリーン	一台一回につき	四七〇円	九四〇円
マイク	一式一回につき	八三〇円	一、六七〇円
ディスプレイ	一式一回につき	四七〇円	九四〇円
ブルーレイディスクプレーヤー	一台一回につき	四七〇円	九四〇円
ラジオカセットレコーダー	一台一回につき	四七〇円	九四〇円
ポータブルスピーカー	一台一回につき	一五〇円	三二〇円

フットサル用ゴール	一組一回につき	七六〇円	一、五二〇円
バスケットボール用ゴール	一組一回につき	七六〇円	一、五二〇円
ビデオカメラ	一台一時間につき	一五〇円	三二〇円
パーソナルコンピュータ	一台一時間につき	一〇〇円	二〇〇円
映像配信装置	一式一時間につき	一五〇円	三二〇円
その他知事が別に定める用具	一台一回等につき	知事が別に定める額	

備考 その二の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後六時から午後九時までの間のそれぞれの利用をいう。

別表第二（第五条関係）

区 分	利用料金の收受の時期及び方法
スポーツコート、大会議室、小会議室、講師控室、音楽室・ダンススタジオ、和室、デジタルスタジオ及び個室音楽室、調理台並びに別表第一その二の表区分の欄に掲げる用具（ビデオカメラ等にあつては、デジタルスタジオと併せて利用の許可を受けた場合に限る。）の利用料金	利用の許可書を交付する際、現金により收受する。
フィットネスジム、卓球台及びビデオカメラ等（デジタルスタジオと併せて利用の許可を受けた場合を除く。）の利用料金	利用券を交付する際、現金により收受する。
ロッカーの利用料金	利用の開始の際、現金により收受する。

別表第三を削る。

様式第一号及び様式第二号中「第五條第三項」を「第五條第二項」と改める。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。